

さんこうしりょう  
**参考資料**

ちゅうおうくちいきぶかい へいせい ねんどじっせきいちらん  
中央区地域部会 平成30年度実績一覧

かいさいにちじ 開催日時	さんかしやすう 参加者数	プログラム	がいよう 概要
だい かい 第73回 H30.4.18 ちゅうおうくちいきぶかい 中央保健センター	めい 57名	じりつしえんきょうかいちゅうおうくちいきぶかい せつめい <b>「自立支援協議会中央区地域部会の説明」</b> ちゅうおうくちいきぶかい かたおか まさのり し 中央区地域部会 片岡 正憲 氏 「しゃべりばinちゅうおう」	ちゅうおうくちいきぶかい りねん とりく 中央区地域部会の理念、取り組みなどについて ての説明。 さんかしやせんいん めいしこうかん こま だ 参加者全員での名刺交換、困りごとを出し合 およ しほ うグループワーク及びテーマを絞ったグルー おこな ちいかだい ちゅうしゆふおこなつ ワークを行い、地域課題の抽出を行った。
だい かい 第74回 H30.5.16 ちゅうおうくちいきぶかい 中央保健センター	めい 69名	そだんしょん <b>「相談支援について」</b> そだんしょんじょう せつめい さっぽろしょう ふくしか すずき とおるし <b>「相談支援事業の説明」</b> 札幌市障がい福祉課 鈴木 亨 氏 じれいほうくしていそだん そだんしょん よしだ し 「事例報告(相談相談)」相談支援にじの 吉田あやこ 氏 じれいほうく いたくそだん そだんしょん いきゆう ゆ き し 「事例報告(委託相談)」相談室ぽぽ 為久 夕姫 氏	そだんしょんじょう せつめい おこな うえ 相談支援事業についての説明を行った上で、 していそだんしょんじょうおよ いたくそだんしょんじょう 指定相談支援事業所及び委託相談支援事業 うしょ ぐたいてき れんけいれい はつようおこな 所における具体的な連携事例の発表を行 じっせんうりゅかい おこな い、実践交流会を行った。
だい かい 第75回 H30.6.20 ちゅうおうくちいきぶかい 中央保健センター	めい 44名	はつようわたり れんけい じどう そだんしょん <b>発表「私の、とある連携」(児童、相談支援)</b> ほつかいどうぶしみしえんがっこう がくえんぶんこう あおき かずま し 北海道伏見支援学校もなみ学園分校 青木 一真 氏 ちいきせいかわん ひさまり ゆうじ し 地域生活支援センターさっぽろ 久守 雄士 氏	ぐたいてき れんけいれい まな じどう そだんしょん 具体的な連携事例を学ぶため、児童、相談支 えん ぶんや ぐたいてき れんけいれい はつ 援の2つの分野から具体的な連携事例の発 ひょう おこな じっせんうりゅかい おこな 表を行い、実践交流会を行った。
だい かい 第76回 H30.7.18 ちゅうおうくちいきぶかい 中央保健センター	めい 47名	はつようわたり れんけい こうれい かいご いりょう <b>発表「私の、とある連携」(高齢・介護、医療)</b> ちゅうおうくだい ちいきほうかしえん わたなべ ゆうみ し 中央区第1地域包括支援センター 渡邊 優美 氏 いりょううほうじんしゃだんけんしんかい そうえんびょういんはせがわ みお し 医療法人社団健心会 桑園病院 長谷川 未央 氏	ぐたいてき れんけいれい まな こうれい かいご 具体的な連携事例を学ぶため、高齢・介護、 いりょう ぶんや ぐたいてき れんけいれい 医療の2つの分野から具体的な連携事例の はつようおこな じっせんうりゅかい おこな 発表を行い、実践交流会を行った。
だい かい 第77回 H30.9.19 きゅうかい 【休会】	—	こうえん ぼうさい <b>講演「防災について」</b> さっぽろし き き かんりたいきしつ まつざか あきら し 札幌市危機管理対策室 松坂 彰 氏	ほっかいどみぶりとうぶじしん えいきょう きゅうかい 北海道胆振東部地震の影響により休会とし た。
だい かい 第77回 H30.10.17 ちゅうおうくちいきぶかい 中央保健センター	めい 56名	さいがいじいさく さくせい む へいせい ねんほっかいどうい <b>「災害対策マニュアル作成に向けて:平成30年北海道胆 ぶりとうぶじしん ふ かえ 振東部地震の振り返り」</b>	しんさいたいおう とお え き かだい 震災対応を通して得られた気づきや課題を きょうゆう かくじょうしょ さいがいじいさく 共有し、各事業所における災害対策マニュア ルの作成等に活用できるグループワークと全 なんきょうゆう じっし ごじつ しりょう さくせい おこな 体共有を実施。後日、まとめ資料の作成を行 すべ ぶかいいん おこな い、全ての部会員へフィードバックを行った。
だい かい 第78回 H30.11.21 ちゅうおうくちいきぶかい 中央保健センター	めい 38名	せい もんだい む あ しょんしや してん <b>「性にまつわる問題にどう向き合うか～支援者の視点か ら」</b> こうぼう あわせ み わ こ し MIW工房 姉帯 美和子 氏	せい もんだい う と かか 性の問題をどのように受け止め、関わってい たちは してん ちが せい もんだい かいけまく くか、立場や視点の違い、性の問題の解決策 こうえんおよ じっせんうりゅかい おこな についての講演及び実践交流会を行った。
だい かい 第79回 H31.1.16 ちゅうおうくちいきぶかい 中央保健センター	めい 33名	ねんだいべふん <b>「しゃべりばinちゅうおう Part2 ～年代別編～」</b>	ねんだいべつ わ ちゅうおうく 年代別のグループに分かれ、中央区に「あつ たらしいこと(もの)」及び「日々の困りごと」に はな あ ちいかだい ちゅうしゆおこな ついて話し合い、地域課題の抽出を行った。
だい かい 第80回 H31.2.20 WEST19	めい 50名	けんこう じさつたいさく みのが <b>「こころの健康と自殺対策～そのサインを見逃さないで ～」</b> さっぽろしりつだいがくかんごがくぶ だいがくいんかんごがくりょういわゆあうじゅ 札幌市立大学看護学部・大学院看護学領域准教授 もりむら ひろし し 守村 洋 氏	ちゅうおうくちいきみっちゃんがはつたいさくぎょう きょうさい 中央区地域密着型自殺対策事業との共催。 ひょう じさつ たい ただ りかい た うつ病や自殺に対する正しい理解やリスク対 いおう してん じさつたいさく 応、ゲートキーパーの視点からの自殺対策な こうえん おこな どについての講演を行い、グループワークを おこな 行った。
けんこうフェスタ 2018 in ちゅうおう H30.9.29 ちゅうおうくちいきぶかい 中央保健センター	らいじょうしゃ 来場者 すう 数 の 延べ めい 266名	じゅうろくえんじぎょうしょとう せいさく しょうひめよ じぎょうしょ <b>就労支援事業所等で制作した商品及び事業所パンフ てんじ レットの展示</b>	ふくししせつ かつどう りかい 福祉施設の活動を理解してもらうために、革 せいひん こもの せいひんきもの 製品・ファッショントラブル・マグネット製品・着物 せいひもう てんじ おこな リユース製品等の展示を行った。

札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための  
法律施行条例（平成24年条例第43号・抄）

第8章の2 自立支援協議会

（自立支援協議会）

第417条の2 法第89条の3第1項の規定に基づき、札幌市自立支援協議会  
(以下「協議会」という。) を置く。

- 2 協議会は、委員25人以内をもって組織する。
- 3 委員は、法第89条の3第1項に規定する関係機関等のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任することができる。
- 6 特別の事項を調査し、又は審議させるため必要があると認めるとときは、第2項の委員のほかに、協議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

## 札幌市自立支援協議会規則（平成26年規則第71号）

### （趣旨）

第1条 この規則は、札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例（平成24年条例第43号）第417条の2第8項の規定に基づき、札幌市自立支援協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### （会長及び副会長）

第2条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 会長及び副会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

### （臨時委員）

第3条 臨時委員は、学識経験を有する者、協議会の推薦を受けた者その他市長が適當と認める者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

### （会議）

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、協議会の会議の議長となる。
- 3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 協議会の議事は、出席した委員全員の一致により決定する。ただし、これにより難い場合は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### （意見の聴取等）

第5条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる  
(部会)

第6条 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

- 2 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。
- 4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。
- 5 前2条の規定は、部会について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、第4条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第1項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会に相当する合議体の会長又は副会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の会長又は副会長として定められたものとみなす。
- 3 第6条第1項及び第2項の規定にかかわらず、この規則の施行の際現に従前の協議会の部会に相当する合議体の部会の委員又は部会長である者は、それぞれこの規則の施行の日に協議会の部会の委員又は部会長として指名され、又は定められたものとみなす。

## 札幌市自立支援協議会設置要綱

（平成 18 年 8 月 10 日 保健福祉局理事決裁）

（最近改正 平成 25 年 3 月 28 日）

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 の規定に基づき、同条の協議会の組織及び運営に關し必要な事項を定めるものとする。

2 協議会は、地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場とするとともに、障がい福祉計画の策定又は変更並びに障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進について市長の求めに応じ意見を述べるものとする。

### （組織）

第 2 条 協議会は、全体会と各部会により組織する。

2 全体会の委員（以下、委員という）は、25 人以内で次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 障がい福祉に関する相談支援事業者（委託相談支援事業者及び指定相談支援事業者）
- (2) 障がい福祉サービス事業者
- (3) 保健・医療関係者
- (4) 教育・雇用関係機関に所属する者
- (5) 企業関係者
- (6) 障がい者関係団体に所属する者
- (7) 障がい当事者
- (8) 学識経験者
- (9) 関係行政機関
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

3 第 2 項の規定により委嘱を受けた委員が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は当該委員の委嘱を取り消すことができる。なお、第 5 条の臨時委員においても同様とする。

- (1) 委員が暴力団員（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 委員が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（札幌市暴力団の排除の推進に関する条例（平成 25 年条例第 6 号）第 2 条第 1 項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員の利用等をしたと認められるとき。
- (3) 委員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的

又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4)委員が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長・副会長)

第4条 協議会に会長1名、副会長1名を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(臨時委員)

第5条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会に臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験を有する者、協議会の推薦を受けた者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとする。

(全体会)

第6条 全体会は、会長が招集し、その議長となる。

2 全体会は意思決定の場であり、委員の総意により決定するが、これにより難い場合は、出席委員の過半数により決定するものとする。

3 全体会に会長、副会長、各部会長により構成する運営会議を設置し、協議会全体の運営に関する議論を行う。

(部会)

第7条 協議会に次の部会を置くこと。

(1) 地域部会

(2) 専門部会

2 各部会の役割は以下のとおりとする。

(1) 地域部会

障がい者やその家族等が暮らしやすい地域づくりのため、関係者が顔の見えるネットワークを構築し、情報共有等を行い、地域課題の発掘・解決を行う。

(2) 専門部会

就労支援、相談支援、子ども等、分野別に関係者が集まり、関係者間の情報共有や研修等の開催により、部会員の資質向上と施策提言等を行う。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 4 部会は、部会長が招集し、その議長となる。
- 5 部会は、その設置を必要と提案する者が、部会設置の目的、活動内容等を説明し、前条の規定に従い決定され、設置されるものとする。
- 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、協議会にプロジェクトチームを置くことができる。プロジェクトチームの構成、運営に関しては、全体会にて定める。  
(機能)

第8条 協議会は、次に掲げる機能を有するものとする。

- (1) 中立・公平性を確保する観点から、札幌市が委託する相談支援事業者の運営評価等を実施する。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関して、協議、調整を行う（当該事例の支援関係者等による個別ケア会議を必要に応じて随時開催する）。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議を行う。
- (4) 地域の社会資源の開発、改善を行う。
- (5) 障害者虐待防止に関する体制整備等に対して、虐待防止のネットワークと連携する。
- (6) その他、協議会の趣旨に合致する事柄について協議を行う。

(公開・広報)

第9条 全体会は原則公開とする。ただし、困難事例への対応のあり方に関する協議等、協議内容に個人情報が含まれる場合には、非公開とすることができます。

- 2 全体会を非公開とする場合は、事前に全体会または運営会議において協議し、委員の了承を得ることを必要とする。
- 3 協議会の広報は札幌市ホームページを中心に、必要に応じて行う。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、保健福祉局障がい福祉課と相談支援事業所等で構成する事務局において行う。

(運営事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この要綱は、平成18年9月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成20年11月1日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成25年2月19日から施行する。

## 附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 札幌市自立支援協議会委員名簿

◎は会長、○は副会長

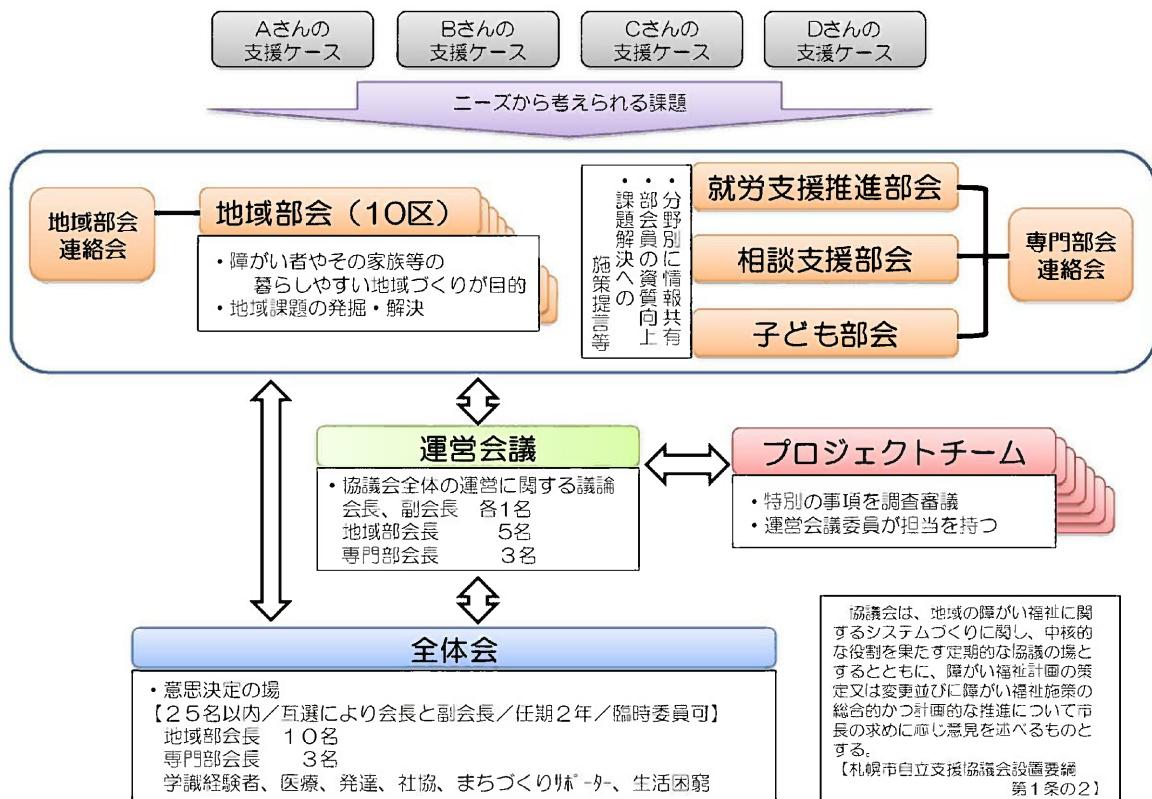
令和元年5月1日現在 21名(敬称略・五十音順)

氏名	職業(役職)	部会
東谷 洋平	旭山病院 医療相談室 課長	
荒川 倫代	社会福祉法人 札幌療育会 相談支援事業所ノック 所長	相談支援部会
大下 和章	(社福) 札幌市社会福祉協議会 地域福祉部 自立支援課長	
加藤 法子	(社福) 榆の会 総合施設長	厚別区地域部会
北川 聰子	(社福) 麦の子会 総合施設長	子ども部会
北原 義之	札幌市教育委員会 学校教育部 教育課程担当課 特別支援教育担当係長	
栗虫 宏明	(有)拓真ワークス 取締役事業部長	清田区地域部会
(欠員)		西区地域部会
○ 小谷 晴子	(特非) 札幌アシストセンターマザー 理事長	東区地域部会
斎藤 規和	株式会社シムス 代表取締役	白石区地域部会
重泉 敏聖	(特非) きはなれ 就業・生活応援プラザとねっと センター長	就労支援推進部会
鈴木 博子	障がい者によるまちづくりサポーター 代表	
妻倉 ゆかり	(特非) 障がい者就労支援の会 あかり家 管理者	中央区地域部会
◎ 永井 順子	北星学園大学 社会福祉学部 教授	
中田 華代	札幌市委託支援事業 札幌市生活就労支援センターステップ 主任相談支援員(キャリアバンク株式会社 主任)	
中村 直人	(社福) 札幌あさひ会 第2よろこびの家 管理者	豊平区地域部会
橋本 泰宏	(社福) 愛敬園 短期入所事業所たんぽぽ兼共同生活援助事業所GH西宮の沢 施設長	手稲区地域部会
増田 靖子	(一財) 北海道難病連 代表理事	
村山 文彦	(社福) 三草会 札幌市東区第2地域包括支援センター センター長	
山田 訓義	(社福) 北海道ハピニス 相談支援事業所グリンハイム 管理者兼相談支援専門員	南区地域部会
山本 彩	札幌市自閉症・発達障害支援センター 地域支援マネージャー	
和田 文明	合同会社Forest サポートセンターれら 所長	北区地域部会

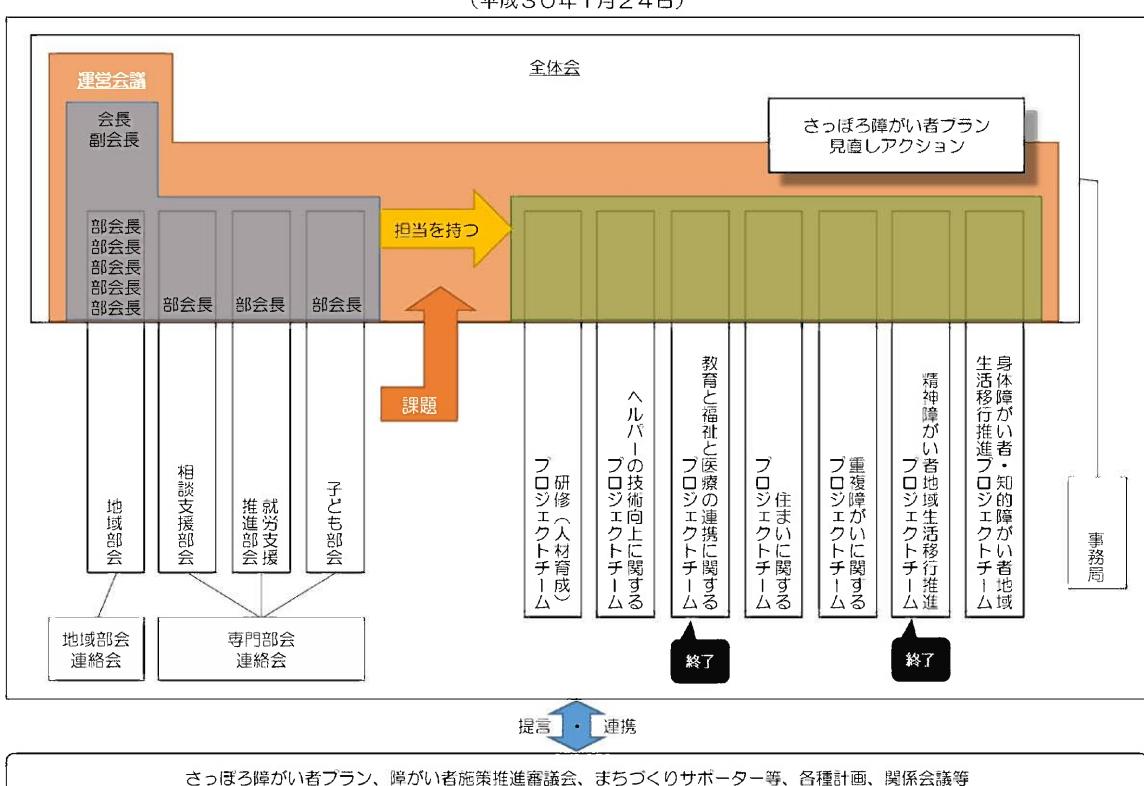
#### オブザーバー

氏名	職業(役職)
戸田 健一	(特非) たねっこ 障がい者相談支援センター夢民 地域づくりコーディネーター (北海道広域相談支援体制整備事業(札幌圏域))

## 札幌市自立支援協議会組織図（平成30年1月24日）



## 札幌市自立支援協議会とプロジェクトチームの関係図



# 札幌市自立支援協議会のプロジェクトチームフロー図

(平成30年1月24日)

